

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第55号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動公費負担に関する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、公職選挙法の一部改正により、町村の議会議員及び町村長の選挙における選挙運動の公費負担の対象拡大が図られたことに伴い、公費負担の範囲等を定める必要があるため、開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

それでは、議案第55号の表紙を御覧ください。

議案第55号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて。

開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、法改正等の経過、条例案の概要について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案の最後に添付しております、参考資料を御覧ください。よろしいですか。

それでは、1のはじめに、になります。まず条例制定の経過でございますが、選挙公営（選挙運動の公費負担）の対象の拡大等を内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日、つまり今週末の12日になりますが、この日から施行されることから、条例制定を議会に提案させていただくものでございます。

次に、2、選挙公営とは、を御覧ください。選挙公営には、そちらにあります（1）から（4）までに記載のとおり、選挙運動費用を公費で負担するもの。選挙管理委員会が選挙運動を実施するもの。選挙管理委員会が選挙運動に対して便宜供与するもの等がありますが、追加の記載がある、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が、今般の公職選挙法の一部改正により、町村選挙においても、公費負担で実施できることとなったものでございます。

次に、3、選挙運動の公費負担に関する条例の概要を御覧ください。

法改正により、町村選挙における公費負担の対象拡大が図られたところですが、その対象及び限度額については、条例で定める必要があることから、今般の開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を新たに制

定するものでございます。

対象となる経費の項目につきましては、(1)のアからウまでの記載のとおりで、公費負担による経費につきましては、(2)の記載のとおり、選挙後に、候補者が契約した業者等からの請求に基づき、町から直接事業者等に支払うこととなります。

なお、(3)に記載のとおり、公費負担を受けられる候補者は、供託物を没収されない候補者に限定されます。つまり、供託物を没収された場合には、公費負担が受けられないということになります。

次のページを御覧ください。公費負担の金額については、対象項目ごとに、その限度額を条例で定めることとなりますが、(4)に記載のとおり、限度額を上回る場合には、候補者が上回る部分を負担し、限度額を下回る場合には、当該額が公費負担の限度額になります。

(4) 参考でございます。公費負担の対象とその限度額を御覧ください。公職選挙法施行令において規定する国政選挙における公費負担の限度額を基に、それぞれの基準単価、及び限度額をお示ししたものでございます。この後、御説明をさせていただきます条例案においては、これらの基準単価や限度額を各条文において規定することとしています。

なお、参考資料には記載しておりませんが、本条例の制定につきましては、選挙に関する事務を管理、執行する権限を有する選挙管理委員会の9月定例委員会において協議が行われ、9月4日づけで、選挙管理委員会委員長から議会への条例提案権を有する町長に対して、条例制定に関する申出を受けておりますことを申し添えます。

それでは、条例案1ページにお戻りください。よろしいでしょうか。

開成町条例第 号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

第1条は、本条例の趣旨を定める規定でございます。公職選挙法の各規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定でございます。第2条では、供託物が没収されない候補者に限り、6万4,500円に、立候補届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を規定しております。

第3条では、公費負担により、選挙運動用自動車を借用する場合には、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければならない旨を規定しております。

第4条は、公費負担により選挙運動用自動車を使用する場合、契約形態ごとの限度額を規定するもので、第1号では、一般運送契約の限度額を1日当たり6万4,500円、第2号、アでは、自動車借入契約の限度額を1日当たり1万5,800円。第2号、イでは、燃料供給の契約の限度額を1日当たり7,560円。第2号、ウでは、運転手雇用契約の限度額を1日当たり1万2,500円と、それぞれ規定

しております。

第5条では、同一日において、一般運送契約とその他の契約のいずれもが締結されているときは、候補者が指定するいずれか一つの契約のみが、交付費負担の対象となる旨を規定しております。

第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成に関する規定でございます。第6条では、第2条ただし書を準用し、供託物が没収されない候補者に限り、選挙運動用ビラの作成を公費負担で行うことができる旨を規定しております。

第7条は、選挙運動用自動車の使用に関する第3条の規定と同様に、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

第8条は、公費負担により、選挙運動用ビラを作成する場合の限度額を規定するもので、選挙運動用ビラ1枚当たり7円51銭に町議会議員選挙にあつては、1,600枚を、町長選挙にあつては、5,000枚を乗じて得た額を限度額とする旨を規定しております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございます。第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの作成に関する第6条及び第7条と同種の規定でございます。

第11条は、公費負担により、選挙運動用ポスターを作成する場合の限度額を規定するもので、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を限度額とする旨を規定しております。

第12条は、この条例の施行に関する細則を選挙管理委員会が定める旨の委任規定でございます。

附則でございます。法施行日であります令和2年12月12日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する旨を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。1点だけ、確認させていただきたいことがございます。この改正等見ましたけれども、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成ですか。この辺は恐らく私の調べた限りで、できる規定だったというふうに思うのですけれども、この辺のまず確認をさせてください。それでもしそうであれば、これを開成町が取り扱うこととなった経緯といたしますか、選挙管理委員さん協議されたようだけれども、この辺の何かお話、より候補者が立候補できる体制を整えることで、何か期待されるようなこととか、何かそんなお話があれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。選挙管理委員会、9月に実際行ってございまして、そもそも法改正の背景といたしまして、やはり立候補する方が少なくなってきた。無投票が増えてきているという町村の選挙の実情を踏まえながら、立候補しやすい環境を整えていくといった趣旨から、選挙管理委員さんの中でも、やはりこれらを積極的に進めていくべきではないかという御意見がありまして、町としても、法令に基づいて、このような規定を設けさせていただいたという次第です。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

すみません。手元にちょっとはっきりとした資料はないのですが、これは総務大臣通知の中で、選挙公営の拡大について、条例による選挙公営の対象とするものとされたこととありますので、これはできる規定ではなくて、改正された、やらなくては行けないルールに、今、理解しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

すみません。

ちょっと補足させてください。法の施行の趣旨としては、先ほど申し上げたかと思いますが、今、企画総務部長が申し上げたとおりです。町といたしましては、先ほど言った趣旨に基づきまして、公費を出すということをきちっと定めた上で、あとは立候補者が、御自分の御意思の中で、こういった契約を締結して、公費を出してくれと、出す、出さないを御判断をされて、手続が進んだ場合には、きちんと基準に基づいて公費を出していくといった考え方でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、いいですか。どうですか。よろしいですか。ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第55号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動公費負担に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはございませんですね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

それでは、採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

それでは、企画総務部長のほうから、発言を求められております。どうぞ、許可します。

○企画総務部長（秋谷 勉）

大変申し訳ございません。先ほどの開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについてで、佐々木議員からの御質問がありました、できる規定ではないかという御質問です。ただいま、調べさせていただいたところ、やはりできる規定であるということですので、先ほど、総務課長が申し上げたとおり、選挙管理委員会の中でも、これは併せて供託金の15万円の導入も併せて、これは公職選挙法の改正で導入されておりますので、これにも併せた中で、町村議会の候補者の減少という部分の対応のため、積極的に導入すべきという見解の基、提案させていただいたということになります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、どうぞ。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。私の供託金は、多分やらなければいけなかったと思うのですけれども、これは先ほどの審議の中で、私の認識不足で、この審査、終わっているわけですよ。それで審議終わった後、こういう訂正をされて、と言われても、これ言わせていただきます。法の解釈を間違った中で、条例を制定されたというような形になるのですかね。今、言うことでなければいいですよ、止めていただいて結構です。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

私の認識が誤っていたのは、そのとおりでございますけれども、選挙管理委員会で審議したところでは、法の趣旨、改正の趣旨、それから、条例制定の趣旨についても、正しく選挙管理委員会の中で議論されていると存じていますので、この条例、上程については、正しく理解して上程されていたというふうに取り扱っていただいていると思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、どうぞ。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。この辺、結局、採決には、私の意思としても、そんなに、そんなにというか、反省ということでもいいですけども、ちょっと議会に対する姿勢として、またちょっと今言うことではないかなと、これは後で。

○議長（吉田敏郎）

では、以上でよろしいですか。

企画総務部長、答弁の中で改めて確認した上で答弁するということでもよろしくお願いたします。